

神奈川県高校生等奨学給付金（通常申請・国公立）

～授業料以外の教育費に活用していただく返還不要の給付金です～
生活保護（生業扶助）受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象です

1 申請できる方 令和2年7月1日現在で次の要件のすべてを満たす世帯**(1) 保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。**

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
- 都道府県によって申請期限が異なりますので、7月中にご確認ください。

(2) 生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。

- 保護者の年収目安が約270万円未満※の世帯が対象となります。

※ 4人家族（両親・子ども2人）の場合の目安です。家族の人数等によって年収目安は変わります。

<生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）>

令和2年7月1日現在の生業扶助の措置状況で確認します。

<住民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）>

保護者全員の令和2年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額で確認します。

- 一定の収入があるにもかかわらず、海外赴任等のため非課税となっている場合は対象外となります。

(3) 対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること。

- 高等学校等とは、高等学校（別科を除く。）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。

※ 高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科を含みます。

- 高校生等とは、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。

2 第1回校内締切り 令和2年9月30日（水） 2階校務センター 波江野まで

- 書類審査がありますので、お早めにご提出ください。
- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期 申請した月の2箇月後の末頃を予定（例）7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。
- 非課税世帯の方で、個人番号（マイナンバー）を利用した収入状況確認を希望した場合、非課税証明書等を利用した場合よりも支給時期が更に2～3週間程度遅くなる可能性があります。

※ 専攻科の高校生等は個人番号（マイナンバー）を利用できません。

5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します

- 授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等）に係る費用に対して支給しますので、学校納付金に未済がある場合は、奨学給付金支給額を未済額に充当します。
- 授業料以外に学校へ納付するPTA会費等の納付金に未済がないことについて学校長の確認が必要となります。

6 支給額 世帯区分及び在学する学校の課程により支給額が異なります 「給付対象者及び給付額確認シート」を参照してください。

●対象となる高校生等1人あたりの支給額（年額）

世帯区分			全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護世帯			32,300円		
非課税世帯	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が	いない	84,000円	36,500円	36,500円
		いる	129,700円	36,500円	

7 提出書類

提出前に記入漏れや添付書類の漏れがないことを確認してください
不備があると支給が遅くなります

(1) 生活保護世帯・非課税世帯共通

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書
- ② 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等のコピー）

※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別（普通口座又は貯蓄口座）、口座番号及び口座名義人（カナ）がわかる部分の通帳のコピーを提出してください（通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。）。

(2) 生活保護世帯の方 ※専攻科の高校生等を除く。（専攻科の高校生等は（3）参照）

(1)の書類に加えて、令和2年7月1日現在、生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる次の①②の証明書のうちいずれかを提出してください。

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第2号様式）

※ 学校等から様式を入手し、福祉事務所で発行してもらってください。

- ② 生活保護受給証明書の原本又はコピー

申請の対象となる高校生等について、令和2年7月1日現在、生業扶助が支給されていることについて記載されている証明書を福祉事務所で発行してもら

このお知らせを担当のケースワーカーに確認いただき、必要な書類の発行を依頼していただくと手続きが円滑に進みます。

※ 専攻科の高校生等は非課税世帯であることを確認するため、上記の書類ではなく(3)に記載の書類を提出していただきます。

(3) 非課税世帯の方

(1)の書類に加えて、次の①～③の書類を提出してください。

① 令和2年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる次のア～ウのいずれか（保護者等全員分の提出が必要です。）

ア 令和2年度 市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー

イ 令和2年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー

ウ 令和2年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー

◆ 就学支援金又は学び直し支援金の申請時に個人番号（マイナンバー）が分かる書類の写し等をご提出いただいている場合は、上記書類の提出を省略し、個人番号を利用して所得割額の確認を行うことが可能です。

◆ 詳しくは「非課税世帯の方で個人番号（マイナンバー）を利用される方へ」をご覧ください。

② 対象となる高校生等の健康保険証等のコピー

③ 兄弟姉妹の健康保険証等のコピー（次の条件に該当する場合のみ）

令和2年7月1日現在、対象となる高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹（平成9年7月3日～平成17年4月1日生まれ）を申請者が扶養している場合のみ提出してください。

神奈川県外から転入された場合や、転職等により健康保険証等が変更となった場合など、必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。

非課税世帯の方で個人番号（マイナンバー）を利用される方へ

◆ 非課税世帯の方は、個人番号（マイナンバー）を利用することで、7(3)に記載の「① 令和2年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる書類」の提出を省略することができます。

◆ 個人番号（マイナンバー）を利用するためには、就学支援金又は学び直し支援金の申請（届出）時に、保護者全員の個人番号（マイナンバー）カードの写し等※を提出している必要があります。

※ 個人番号カードのコピー、個人番号通知カードのコピー、個人番号が記載された住民票の写し、個人番号が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー

◆ 個人番号（マイナンバー）を利用した所得割額の確認を希望した場合、非課税証明書等を利用した場合よりも支給時期が更に2～3週間程度遅くなる可能性があります。

◆ 個人番号（マイナンバー）をご利用いただいても税情報が取得できない場合があります。（税の申告を行っていない方など）

その場合は、あらためて非課税証明書等をご提出いただきますのでご了承ください。

8 申請書の誓約・委任欄

申請書裏面に【5】誓約・委任欄がありますので内容を必ず確認していただき、署名してください。

高校生等奨学給付金（通常申請） 給付対象者及び給付額確認シート

令和2年7月1日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？

はい

いいえ

都道府県ごとに申請期間が異なりますので、早急にお住まいの都道府県にお問合せください。

令和2年7月1日現在、高校生等は学校に在籍していますか？

はい

いいえ

該当しません

(休学又は7月2日以降の入学の場合はお問い合わせください。)

令和2年7月1日現在、高校生等は生活保護（生業扶助）を受けていますか？

はい

いいえ

保護者全員の令和2年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円（非課税）ですか？

はい

いいえ

該当しません

通信制または専攻科の高校生等はいますか？

はい

いいえ

「生活保護受給世帯」の給付額です

専攻科以外
公立 32,300円
私立 52,600円

専攻科
公立 36,500円
私立 38,100円

通信制・専攻科の高校生等については「通信制」「専攻科」の給付額です
公立 36,500円
私立 38,100円

通信制・専攻科以外の高校生等がいる場合は「非課税世帯・第2子」の給付額です
公立 129,700円
私立 138,000円

高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいますか？

はい

いいえ

「非課税世帯・第2子」の給付額です
公立 129,700円
私立 138,000円

2人以上の高校生等がいますか？

はい

いいえ

1人目の高校生等は「非課税世帯・第1子」の給付額です
公立 84,000円 私立 103,500円
2人目以降の高校生等は「非課税世帯・第2子」の給付額です
公立 129,700円 私立 138,000円

「非課税世帯・第1子」の給付額です
公立 84,000円
私立 103,500円